

信頼される学校づくりのためのガイドライン
～体罰・暴力行為等の防止～

I 体罰の定義

懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

この体罰は、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類される。また、暴言や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

ただし、教員等が園児・児童・生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該園児・児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた園児・児童・生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

II 体罰関連行為

名称		特徴	内容
体罰		傷害行為	懲戒のうち、教職員が、園児・児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為のこと。 【直接的】強くたたき、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等
		危険な暴力行為	
		暴力行為	
不適切な行為	不適切な指導	肉体的負担	教職員が園児・児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使のこと。
	暴言等	精神的苦痛及び負担	教職員が、園児・児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動のこと。
	行き過ぎた指導	精神的及び肉体的負担	部活動やスポーツ指導等において、園児・児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導のこと。
体罰には当たらない指導		肉体的苦痛や負担を伴わない指導	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、園児・児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極めて軽微な有形力の行使のこと。
		懲戒行為、教育指導としての行為	園児・児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為としての、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導等のこと。
正当防衛 正当行為		肉体的苦痛を伴う有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止もしくは危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使のこと。
緊急避難			教職員又は園児・児童・生徒の生命、身体、自由又は権利等に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為のこと。

Ⅲ 体罰・暴力行為を許さない学校づくりのために

1 教職員に必要な自覚と認識

- (1) 体罰・暴力行為は、子どもの人権及び人間としての尊厳を損なう行為であることを強く認識する。
- (2) 体罰・暴力行為を許さず、見逃さないことは、教職員の責務であることを自覚する。
- (3) 体罰・暴力行為を容認する学校に対する子どもの不信感と教育的悪影響は計り知れないことを認識する。
- (4) 自らカウンセリングマインドの涵養に努める。
- (5) 子どもの変化を捉え、常に指導力の向上を目指し、研鑽を積んでいく。

2 学校体制のあり方

- (1) 全教職員が、校内に体罰・暴力行為を引き起こす土壌がないか常に点検する。
- (2) 一部の教職員に生活指導を任せきりにしたり、逆に担任等が一人で抱え込み、孤立する指導になったりしないよう、組織的に取り組むことのできる体制づくりを進める。
- (3) 教職員研修を通して、体罰・暴力行為を排した生活指導の確立に努める。
- (4) 子どもが何でも話せる環境づくり等、教育相談体制の充実に努める。
- (5) 保護者・地域からの情報が入りやすいシステムを確立し、体罰・暴力行為事案を含む様々なことについて、学校外からの声をキャッチできるようにする。

3 保護者・地域との連携と地域とともにある学校づくり

- (1) 子どもの自主性・協調性を育む。
- (2) PTA と協力して、「体罰・暴力行為を許さない学校づくり」に取り組む。
- (3) 保護者・地域と連携する「開かれた学校づくり」に努め、指導方針に対する理解を求める。

Ⅳ 体罰・暴力行為等が発生した時の対応

※ 被害を受けた子どもの救済（けがの治療・心のケア）正確な事実確認

※ 被害を受けた子どもやその保護者への対応

- 被害児童生徒やその保護者への誠意ある対応
- 体罰・暴力行為の非を認め、謝罪する（児童生徒に問題行動等があっても、峻別して説明）
- 必要があれば、加害教職員との接触を避ける等、被害児童生徒が学校に通いやすくするための対応策
- 体罰・暴力行為発生の原因分析と再発防止策の検討
- 加害教職員に対する再発防止研修その他の措置の実施

※ 報告

- 教育委員会への報告
- 必要に応じて、専門家チームを活用
 - ・ S C、S S W等の活用や法律相談等

「体罰・暴力行為等防止のために」

井原市教育委員会

校内ルールの策定



職員研修の実施

(全職員に対し、年度初めに体罰禁止を徹底し、その後随時研修)



保護者に対する、校内ルールの周知

- ※ 相談窓口の周知
 - ☆ 学校（どの職員でも大丈夫）
 - ☆ 井原市教育相談室（0866-62-8090）



早期発見・情報収集

- ※ 日頃から、子どもの様子・同僚の言動に気を配る
- ※ 生活アンケート等の実施
- ※ 保護者や地域の声に、耳を傾ける
- ※ 相談しやすい職場づくり



事案が確認された場合の対応

- ※ 被害を受けた子どもやその保護者への誠意ある対応
- ※ 原因分析と再発防止策の検討
- ※ 再発防止研修その他の措置の実施